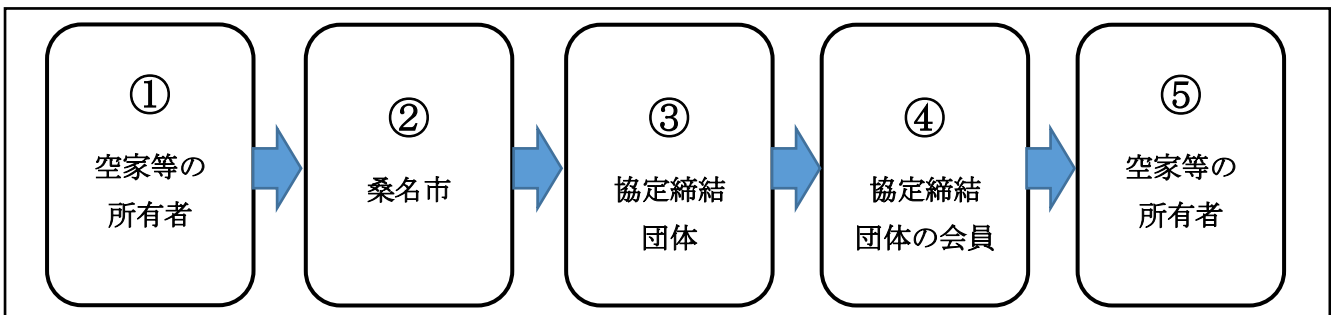


空家等の所有者様へ（必ずお読みください）

1. 市内に空家等を所有している人が対象となります。
2. 所有者以外で空家等に関する相談をご希望の方は、所有者の委任状を合わせてご持参ください。
3. 市では、情報提供された空家等に関する情報を協定締結団体へ紹介しますが、所有者と空家等の売買、解体又はその他の交渉・契約については、直接これに関与いたしません。また、契約に関するトラブル等については、責任をもって当事者間で解決をお願いいたします。
4. 空家等に関する情報提供を行って頂いても必ず協定締結団体に取り扱ってくれるとは限りません。市に「空家等に関する相談申し込み及び情報提供同意書（以下「同意書」という。）」を提出してから1ヶ月経っても、どこからも連絡がなかった場合には、ご自身で協定締結団体の相談窓口へご連絡するなどし、依頼先をお探しくください。
5. 空家等の対応先（契約先）が決まりましたら、市にご連絡ください。
6. 申し込み者の個人情報は、本相談業務の目的以外には利用いたしません。

以上のことをご理解の上、お申し込みください。

空家等に関する情報提供の流れ



- ① 空家等の所有者は、市へ同意書を提出する。
- ② 市は、空家等の位置図・同意書の写しを各団体の代表者へ情報提供する。
- ③ 情報提供を受けた団体の代表者は、所属する会員へ情報提供する。
- ④ 各会員は、空家等の情報を基に、取り扱える物件かどうかを精査する。
- ⑤ 取り扱いを希望する各会員は、申し込み者（空家等の所有者）へ連絡する。

【空家等に関する総合窓口】

桑名市 都市整備部 建築開発課（TEL：0594-24-1295）

〒511-8601：桑名市中央町2丁目37番地（市役所4階）